議案第118号

字の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、当市の区域内の字を別紙のとおり変更し、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から施行するものとする。

令和5年12月1日提出

上越市長 中川 幹太

別紙 (変更調書)

| | | 変更前 | 変 | 更 | 後 |
|-----|-----|---|---------------|---|---|
| 大 字 | 字 | 地番 | 大 | 字 | 字 |
| 板高 | 八日町 | 1の1、1の2、2の1、2の2、3から8まで、9の1、 9の2、10、11の1から11の6まで、12、13の1、 13の2、14、15の1から15の6まで、15の8、 16から20まで、21の1、21の2、22の1、22の2、 23の1から23の5まで、24から28まで、29の1、 29の2、30から38まで、39の1、39の2、 40から42まで、43の1、43の2、44から56まで、 57の1、57の2、58、59の1から59の6まで | 、 、 、 、 、 、 、 | | |
| | 天狗 | 64 h b 6 7 s v. 68 n 1 h b 68 n 3 s v. 68 n 5. 68 n 9 h b 68 n 1 1 s v. 68 n 1 3 h b 68 n 18 s v. 69, 70 n 1, 70 n 2, 71, 72, 73 n 1 h b 73 n 16 s v. 74 h b 83 s v. 84 n 1 h b 84 n 14 s v. 85 h b 105 s v. 106 n 2 h b 106 n 5 s v. 106 n 8 h b 106 n 11 s v. 107 n 2 h b 107 n 15 s v. 108, 109 n 1, 109 n 2, 110, 111, 112 n 1, 112 n 2, 113 n 1, 118 h b b 120 s v. 121 n 1, 121 n 2, 122 h b 167 s v. 168 n 1, 168 n 2, 169 h b 189 s v. 191 h b 203 s v. 204 n 1, 204 n 2, 205 h b 212 s v. 213 n 1, 213 n 2, 214 h b 239 s v. 240 n 1 h b 240 n 9 s v. 240 n 13, 240 n 16, 240 n 18 h b 240 n 20 s v. 240 n 27 s v. 241 h b 250 s v. 251 n 1, 251 n 2, 252 h b 256 s v. 259, 260, 262 h b 265 s v. 266 n 1, 266 n 2, 267 h b 279 s v. | | | |
| | 高畑 | 306、307の1、307の2、311、312の1、 312の2、322から330まで、332、333、 334の3 334の6 334の8 334の9 | | | |
| | 坊ノ南 | 331、338、339の1、340の1から340の5まで、341から344まで、345の1、345の2、346から350まで、351の1、351の3、351の5、351の6、351の8、351の11、351の12、351の14、353の1から353の6まで、354から356まで | | | |

| 変更前 | | | 変 | 更 | 後 |
|-----|-----|--|---|---|---|
| 大 字 | 字 | 地番 | 大 | 字 | 字 |
| 板高 | 免田 | 35701, 358, 359, 36001, 36002, 361010, 36201, 36202, 363, 364010, 36501, 36501, 36502, 36601, 36502, 3670, 371 ter., 37201, 37202, 3730, 385 ter. 700, 701, 70201, 70202, 70301, 70302, 70301, 70302, 703011, 703012, 704, 70502, 7070, 705709 ter., 710010, 71602, 7170, 725030, 725013 ter., 72501505725013 ter., 72501505725013 ter., 72501505725017 ter., 72602, 72701, 72702, 72801, 72802, 72901, 72902, 7310, 734 ter. | 、 | | |
| | 江 下 | | | | |
| | 砂田 | 735,73601,73602,737h6742\$\text{c}, 74301h674306\$\text{c}, 74309h6743020\$\text{c},743023,743025, 743026,744,74501,74502, 746h6754\$\text{c},75602,75603, 757h6770\$\text{c},775h6779\$\text{c}, 78001h678004\$\text{c}, 78006h6780016\$\text{c},781,782,78301, 78302,784 | | | |
| | 大 坪 | 785から789まで、790の1、790の3、790の7、790の8、790の10、790の13、790の15、790の17から790の19まで、791から798まで、799の7、800の1、800の2、801から810まで、811の1、811の2、811の5から811の7まで、811の9、811の10、811の13から811の16まで、812、813、814の1、814の2、815から822まで、823の1、823の2、824から828まで、829の1、833の1、834、835の1、835の2、836、837、839の1、840 | | | |
| | 戸口 | 843の1、844から848まで、849の1、 849の8から849の10まで、850の1、850の4、 850の7から850の12まで、 850の15から850の19まで、851、852の1、 853、855から863まで、865、 | | | |

| 変更前 | | | 変 | 更 | 後 |
|------------|-----|---|----|---------|---|
| 大 字 | 字 | 地番 | 大 | 字 | 字 |
| 板倉区 高 野 | 戸口 | 867の1から867の3まで、 868の1から868の3まで、871の1、872の1、 872の2、873、874の1から874の7まで、 874の9、875から885まで、 886の1から886の3まで、887から889まで、 890の1、890の3、890の5から890の9まで、 890の11から890の13まで、890の15、 890の17、891から894まで、1046の2 | 板倉 | 拿区 野 | |
| 板倉区 関 根 | 北ノ原 | 308、309の1から309の7まで、310から313まで、 321の6 | | | |
| 板倉区 戸 狩 | 五反田 | 44010 | | | |

上記地番は、令和5年5月8日現在の登記簿による。

県営経営体育成基盤整備事業(面的集積型) 高野地区 位 置 义





